

再審請求中の死刑執行の現状と課題

6 / 13 議員会館

弁護士 堀 和 幸

第1 再審請求中の死刑執行の現状

1 刑訴法の規定

① 442条

再審請求中の刑の執行は検察官の裁量による。

② 502条

最決S36 / 3 / 28「検察官において未だ当該裁判の執行指揮その他の処分をしない以前において、本条による異議をなしえない」

死刑の場合、執行指揮検察官による上申→法務大臣の命令→検察官による死刑執行の指揮- 法務大臣の執行命令が5日前、これに基づく検察官の指揮は当日にならなければならないので、事実上異議申立は不可能。

③ 再審請求に執行停止効を認める明文なし。

2 現状

① しかし、近時（少なくとも93年3月の執行再開以降）、2017年7月まで、（99年に執行された小野昭雄死刑囚を除き）再審請求中の執行なし（1989年11月から93年3月まで約3年4か月は死刑執行そのものがなし）。

② このようにして、再審請求中は死刑は執行されないということが「慣行」となり、現在、120名を超える死刑囚の70%以上が再審請求中

③ 死刑確定囚の弁護人も確定判決を覆すことと並んで、あるいはそれ以上に死刑を執行させないために再審請求に力を注いできた。

3 執行停止の理由

- ① 誤った死刑判決が執行されてしまえば、取り返しの付かない事態となる。
- ② 1980年代の免田、財田川、島田、松山の4つの死刑確定事件に対する再審無罪判決

③ 89年に、いわゆる「死刑廃止条約」が国連総会で議決（日本は非批准）

4 他方、このような「慣行」に批判的な法相発言もあった。

- ① 前記の99年の執行を命令した臼井日出男元法相

「請求していても当然棄却が予想される場合は執行はやむを得ない」――
小野昭雄死刑囚は第7、8次再審請求中

- ② 2012年当時の森秀介元法相

「棄却確実な再審請求にとらわれ過ぎて執行が渋っている。」
在任期間1年間の間に9件の執行を命令、その中には、飯塚事件の久間
三千年死刑囚も含む。

5 再審請求中の執行の再開

- ① 2017年7月13日

西川正勝死刑囚に対する死刑が執行――西川死刑囚は同年5月に再審請求
し、裁判所から意見を求められ、回答の準備中。なお、当職は同死刑囚の
確定審の第一審の国選弁護人の一人。

- ② 同年12月20日

関光彦死刑囚及び松井喜代司死刑囚に対する死刑が執行
関死刑囚は再審請求弁護人との面会を重ねており、弁護人は「再審の判
断を待つてほしかった。寝耳に水で残念だ」と述べた。

また、事件当時19歳で、永山則夫以来20年ぶりの未成年者に対する
執行という問題点。

6 法相発言

- ① 西川死刑囚に対する執行を命じた金田勝利元法相

「再審請求を行っているから執行しないという考え方はとっていない」

② 関死刑囚及び松井死刑囚に対する執行を命じた上川陽子元法相

「一般論として、再審請求中だからといって執行しないという考えはとっていない」—死刑執行により踏み込んだ発言

③ 法務省

「執行を引き延ばすために、同じ理由で再審を繰り返す人がいる」

第2 現状の法的問題点

1 判決確定後死刑を停止するか否かは全て法務大臣の裁量

この様に、死刑執行に対し、司法的チェックや告知聴聞の機会もない制度、再審請求に執行停止効もない制度は憲法31条、32条等に違反するのではないか。

2 憲法31、32条に違反するとした場合の法的手段

① 行政訴訟—4条（当事者訴訟）、37条の4（差止め訴訟）及び5（仮の差止め）

② これまでの死刑に関する行政訴訟

肯定例—東京地裁S／35／9／28判決—後記最判の原審

大阪地方S37／3／27判決—最終的には最高裁で却下

但し、いずれも請求は棄却

否定例—最判S36／12／5

「現在の法令による執行方法が違法であると主張するのであれば刑訴法所定の方法によって争うべく…行政訴訟をもつて刑事判決の取消変更を求める…訴訟は許されない。」

③ しかし、再審請求中の死刑執行を拒否できることの確認を求めるのであれば、刑事判決の取消変更を求めるものではないから適法の余地あり。

④ 最近の動き

京都、滋賀両府県で1990～91年、資産目当てに2人を殺害したとして強盗殺人罪などで死刑が確定した松本健次死刑囚(67)が、国を相手に、再審請求中は死刑執行を拒否できることの確認を求める訴訟を大阪地裁に起こした。31日の第1回口頭弁論で国側は、請求に対する意見を留保した(毎日新聞)→この裁判の理論的深化が必要。